

入札説明書質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	入札参加者の構成等	入札説明書	02	2	(3)				入札参加申請で協力企業で提出した会社が入札提案書類提出前に構成員に変更することは、認められるでしょうか。	協力会社から構成員への変更及び構成員から協力会社への変更は認めるものとします。変更する場合の提出様式は 011をご参照ください。
002	入札参加者の構成等	入札説明書	02	2	(3)				備えるべき参加資格を有している企業を、入札提案書類提出前に追加することは、認められるでしょうか。	市がやむを得ない事情であると認めた場合以外、認められません。
003	提案書提出時の委任状について	入札説明書	15	4	(2)		ウ	a	提案書を複数の人員で持参する場合、全員が委任状を持参しなければならないでしょうか。それともあくまで一人で持参するのでしょうか。	お一人が持参いただければ結構です。
004	開札会場の人数制限	入札説明書	16	4	(2)		ウ		開札会場への人数制限はありますでしょうか。複数の入場が認められる場合は、全員が委任状を持参することになりますでしょうか。	1グループあたり2人までとしてください。1グループに1人が委任状を持参いただければ結構です。
005	基本協定の締結	入札説明書	20	6	(2)				「落札者が基本協定を締結しない場合は、市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある」とあります。入札説明書P9下段の「の事態(落札者の構成員または協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合)が生じた場合、違約金請求の対象となるのでしょうか。」	違約金請求の対象となりますが、落札者の構成員または協力会社が入札参加資格を欠くに至った場合、違約金相当額を検討の上、「市は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額」まで請求する可能性があるという趣旨です。
006	事業契約の締結	入札説明書	20	6	(2)		エ		事業契約は、特別目的会社と市が締結するものであり、弁護士費用、印紙代等は、落札者ではなく、特別目的会社が負担するものと考えますが、如何でしょうか。 また特別目的会社が負担した場合、入札説明書P23「サービス対価の構成」表内の「割賦元金」の「上記の業務を実施する上で必要な費用」に含まれるべき費用と考えますが、如何でしょうか。	入札説明書質疑回答(第1回)No.062をご参照ください。
007	事業契約の締結	入札説明書	20	6	(2)		エ		事業契約にかかる弁護士費用、印紙代等は、様式4-2の割賦元金に含めてよろしいでしょうか？	No.006をご参照ください。
008	サービス対価の構成	入札説明書	23	7	(1)				サービス対価構成にて、什器備品は、設計・建設の対価に含まれ、割賦元金として考えておりますが、什器備品の所有権は、横浜市側であると考えるべきでしょうか？	ご理解の通りです。
009	設計・建設の対価	入札説明書	23	7	(1)				第1回入札説明書質疑回答No.75に、第1回の金利は日割り計算とのご指示がございましたが、第2回以降は、日割り計算ではなく、年率の1/2として計算すればよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
010	食堂運営に関する費用	入札説明書	24	7	(1)		イ		第1回入札説明書質疑回答No.80 & 82に、「2回目～5回目までは上限を定めているものではありません。」とございます。 確認ですが、2回目～5回目までは、管理の対価に含めることができる「食堂運営に関する費用」は、当該支払期にかかる食堂使用料相当額以上であっても構わず、かつ上限もない、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通り上限金額は定めておりませんが、社会通念上、妥当であると考えられる範囲内でご検討ください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
011	構成員及び協力会社の変更時の再提出書類について	入札説明書 質疑回答 (第1回)	02		019				構成員 協会社間の変更があった際は、様式2-1～2-10までを再提出し、2-11とその添付資料は再提出不要という理解でよろしいでしょうか？	様式2-1～2-4及び2-9については再提出してください。様式2-5～2-8については変更される会社のみ再提出してください。 様式2-1のタイトルを入札参加表明書(再提出)と表記して提出してください。
012	日影について	入札説明書 質疑回答 (第1回)	15						「9時から15時までの間、全体として周辺の日影の影響が許可当時の日影の範囲を超えないように計画」とは、「別紙9 48条許可申請時日影図」となる建物形状、高さの条件で、等時間日影図を描き、9時から15時までの各時間図の範囲を超えない計画と理解してもよろしいでしょうか。	別紙9による48条申請時の実日影図と計画案の実日影図を重ねた上で、全体として日影の影響が許可当時の日影の範囲を超えない計画としてください。 なお、参考に等時間日影図を添付することは、かまいません。等時間日影図は測定面を地盤面とし、2時間、3時間、4時間日影を表現してください。
013	温室について	入札説明書 質疑回答 (第1回)	36						「日照時間などの目安」は、特になし、との回答ですが、「南側向き」との条件は東、或いは西向きの外壁から突き出た箱状の温室の1面が南向きである場合も含まれると理解してもよろしいでしょうか。	日影等の影響を極力受けないことを前提としてください。
014	落札者の決定について	入札説明書 落札者決定基準	19 03	5 3	(2) (3)			エ	入札説明書にある「横浜市PFI事業審査委員会」と落札者決定基準にある「事業者選定委員会」の役割が同一と推量されますが、同一組織であると解釈して宜しいでしょうか。また、異なる場合はそれぞれの役割分担についてご教示願います。	同一の組織です。

落札者決定基準質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	提案審査	落札者決定基準	03	3	(3)			オ	「総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合、当該入札に係る入札価格が最も低い提案を最優秀提案として選定する。」とありますが、当該入札とは全ての入札提案ではなく、総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合という部分を指しているとの理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解の通りです。総合評価値の最も高い複数者のうち、入札価格が最も低い提案を最優秀提案とする趣旨です。
002	落札者の決定	落札者決定基準	03	3	(4)				「市は事業者選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。」とありますが、落札者の最終決定権者が市であるとの理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	ご理解の通りです。
003	定量化審査の方法	落札者決定基準	05		2	(1)		ア	管理業務内容の適切性の評価において、管理業務方針を審査する際、対象図面・様式として、様式6-1と様式7-9を審査して、その配点が4点であるという理解でよろしいでしょうか。 また、管理業務の実施体制提案については、3.事業計画に関する事項の(2)工程計画及び実施体制等の適切性の評価(配点4点)の箇所では、評価しないとの理解でよろしいでしょうか。	「2.管理に関する事項 (1)管理業務内容の適切性 ア管理方針」の対象図面・様式から「実施体制等提案書」を削除します。 管理業務の実施体制提案は、「3.事業計画に関する事項 (2)工程計画及び実施体制等の適切性」の評価対象になります。
004	保守管理業務の評価について	落札者決定基準	05		2				建物・設備及び外構保守管理業務に関する加点はないのでしょうか。また、加点が見込まれる場合は、どの項目でしょうか。	落札者決定基準及び様式集より、適宜、ご判断ください。

要求水準書質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	学校の基本理念	要求水準書	02	第1	4				生徒は、指定の制服での通学になりますか、それとも私服での通学ですか。	現時点では未定です。
002	上下足の履き替え方式	要求水準書	04	第2	2	(5)			一足制は理解しましたが、屋外体育時の他、グラウンド履きは別にあると考えてよろしいですか。	ご理解の通りです。
003	南北敷地間の道路	要求水準書	05	第2	3	(3)	イ		公道となる「南北敷地間の道路」は建設工事期間中は自由に利用できると考えてよろしいでしょうか。(例:南北敷地間の道路を含めた範囲を一括して仮囲いに囲うこと等)	基本的にその方向で考えていますが、道路管理者との協議調整が必要となります。
004	周辺地盤データについて	要求水準書	05	第2	3	(4)			周辺地盤データである「別紙5ボーリング調査報告書(抜粋)」には地盤液状化に関する資料がありません。本敷地は地盤液状化が起きないものと考えてよろしいでしょうか。	部分的に液状化の生ずる可能性があります。ボーリングデータは横浜市教育委員会高等学校教育課において確認できますが、ご来庁の際は、必ず事前にご連絡いただくようお願いいたします。
005	南側敷地土壌汚染調査	要求水準書	05	第2	3	(5)			南側敷地については、土壌汚染調査が終了しているとのことですが、土壌汚染対策が完了しており、選定事業者は事前調査または対策を構じる必要がないと考えて良いでしょうか。	ご理解の通りです。
006	適用法令	要求水準書	06	第2	4	(1)			個人情報保護法に関して適用法令に含まれておりませんが、地域開放業務及び図書館施設管理業務等個人情報を取り扱うため、法令遵守の考えから、適用法令に加える方がよいと考えますが、どのように考えれば宜しいでしょうか？	その他の関連法令に含まれているとお考えください。
007	諸室の遮音性能について	要求水準書	09	第3	1	(1)	ウ		「普通教室及び選択教室の界壁はD値でD-40、その他学習諸室はD-45」とありますが、別紙10では遮音仕様の学習諸室は限られ、また選択教室は遮音仕様となっておりません(普通教室は教室間界壁が遮音仕様)。その他学習諸室のうち、別紙10に記載のある諸室のみD-45、普通教室・選択教室はD-40と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書通り、学習諸室のうち普通教室及び選択教室の界壁はD値でD-40、その他の学習諸室はD-45、床についてはL値でL-55の遮音性能を確保することを前提としてください。さらに別紙10における「遮音」にのっている諸室は、要求水準書の内容のみならず、その室の用途から勘案して遮音性能を設定してください。
008	日影について	要求水準書 (第一回入札説明書質疑回答NO.045)	11	第3	1	(4)	ア		「建築基準法48条許可を得た日影図の範囲を越えないもの」について、第一回入札説明書質疑回答NO.045において「基本的な考えは、9時から15時の間、全体として周辺への日影の影響が当時の日影の範囲を越えないように計画」とあります。これは、計画した建物の各時間の日影が当時のその時間の日影の範囲を越えない、ということでしょうか(9時であれば9時の日影図どうしを比較する)。それとも9時から15時の間の時間日影の和集合(最外郭)の範囲であればよい、ということでしょうか。また質疑回答中「基本的な」「全体として」という文言を、たとえば当時の日影で一部凹状になっている部分に、計画した建物において影が越える場合を、全体として影響なしと判断して計画することも可能でしょうか。	ご質問の前段は同時刻どうしの日影を比較するもので、最外郭の範囲内であれば良いという考えではありません。また、後段の部分については建物形状の凹凸が異なることで、計画案の日影が許可当時の日影を部分的に越えてしまうような状況(時間的、範囲的に影響が少ないと判断できる場合)は許容範囲と考えます。
009	日影への配慮について	要求水準書	11	第3	1	(4)	ア		要求水準書質疑回答第1回(Seq45)にて「全体として周辺への日影の影響が許可当時の日影の範囲を超えない」とありますが、「全体として超えない」とは9時～15時の時間日影の最外形線を越えないとの解釈でよろしいでしょうか。	No.008をご参照ください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
010	日影への配慮について	要求水準書	11	第3	1	(4)	ア		要求水準書質疑回答第1回(Seq45)にて「全体として周辺への日影の影響が許可当時の日影の範囲を超えない」とありますが、超えない範囲は敷地境界線内(今回計画地)の日影や東側道路に関しても適用されると考えるのでしょうか。それとも敷地外の住宅敷地において、許可申請の日影を超えなければ良いと考えてもよいのでしょうか。	敷地外の住宅敷地において、許可申請の日影を超えないものとしてお考えください。
011	日影への配慮	要求水準書	11	第3	1	(4)	ア		要求水準書質疑回答(第1回)045における、「全体として周辺への影響が許可当時の日影の範囲を超えない」という記載の「全体」とは何を示すのでしょうか。建物の配置計画に大きく影響する為、是非とも具体的にご教示ください。	No.008をご参照ください。
012	諸室の用途	要求水準書	13	第3	2	(2)	ア	(ア)	生徒の学校への飲食物(弁当等)の持込についての考え方を教えてください。	市としては、弁当の持参、食堂の利用のどちらかを優先すべきという考えは特にありません。
013	諸室の用途	要求水準書	14	第3	2	(2)	ア	(イ)	提案の内容により、1,2年目の使用しない教室の指定(学年の各教室の配置)は事業者提案で出来るのでしょうか。	1,2年目の使用しない教室は、カリキュラムによって決定するものであるため、事業者提案としての指定は出来ません。
014	図書室の地域開放	要求水準書	16	第3	2	(2)	イ	(エ)	「地域開放利用に留意した配置計画」とのことですが、専門家、地域居住者(大人)、地域居住者(中高生)、地域居住者(小学生以下)のいずれ(あるいは複数)をターゲットに、蔵書を整備されますか。	科学技術高校の生徒のために整備する蔵書を、地域開放時に外部の来訪者が利用するという考え方です。
015	食堂について	要求水準書	16	第3	2	(2)	イ	(オ)	要求水準書別紙10に記載している教職員・講師に関して各年度別の想定赴任人数をご提示頂けないでしょうか？	各年度別の想定赴任人数は現在未定です。
016	建物の出入口について	要求水準書	13	第3	2	(1)	ウ		地域開放時の出入口を複数設置することは提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
017	ピオトープ等の屋上設置の場合の防水仕様について	要求水準書(第一回入札説明書質疑回答NO.078)	17	第3	3				プールの他、ピオトープ等水を貯める施設を屋上に設置する場合も「漏水防止の安全性を高めるため」ステンレス製が要求されますでしょうか。	プールについてはステンレス製としますが、それ以外のものについては事業者提案とします。
018	受変電設備について	要求水準書	18	第3	4	(1)	ウ		「電源ノイズ障害が生じないように考慮」とは受変電設備レベルでの系統分けなどによる対策で、機器個々での対策までは不要と考えてよろしいでしょうか。例えば、機器電源部にノイズ対策機器(フィルター、ノイズ遮断機器)を施すなどの機器個々に対する対策など。	基本的には、機器から発生するノイズは機器個別に対策をお願いします。また、ノイズに影響されやすい機器、システム等への電源ノイズ対策もご提案ください。
019	静止型電源設備について	要求水準書	18	第3	4	(1)	エ		無停電電源装置の対象の情報通信機器は職員室サーバー室に設置する機器が対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
020	静止型電源設備について	要求水準書	18	第3	4	(1)	エ		無停電電源装置の対象には、備品で設置する、各教室のPC(デスクトップ、ノート、ワークステーション)は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
021	発電設備について	要求水準書	18	第3	4	(1)	オ		太陽光発電の停電時自立運転による負荷供給で、「必要な負荷に供給」とは、停電時に電源の必要な機器を太陽光自立運転システムのコンセントなどに差し込むことにより、供給を可能とすればよいと考えてよろしいでしょうか。また、バッテリーの有無は事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、バッテリーについても事業者提案によります。
022	構内情報交換設備について	要求水準書	19	第3	4	(1)	キ		構内ネットワークの構築はハード面の構築までと考えてよろしいでしょうか。ソフト面は別途学校側で設定を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
023	構内情報交換設備端末の台数	要求水準書	19	第3	4	(1)	キ		電話機台数の検討のため、教職員数についてご教示願います。	教職員数は現在未定です。
024	防犯管理設備について	要求水準書	20	第3	4	(1)	サ		管理諸室、共用部において入退館管理システムの設置が必要な部屋はありますか。あれば、場所をご指定ください。	特にございません。
025	給水設備	要求水準書	21	第3	4	(2)	カ		雨水利用で「ろ過装置を設けること」とありますが、当該市小中学校での中水利用では再生コスト面からも、ろ過装置の設置はありません。設置が必要であればろ過装置のグレードをご指示下さい。また、消火栓ポンプ用水として使用することをお考えですか。	ろ過設備をご提案ください。グレードは事業者提案によります。また、消火用水兼用としての使用については事業者提案によります。
026	給水設備	要求水準書	21	第3	4	(2)	カ		「便所洗浄水等に利用するため雨水貯留槽を設けること。容量は必要雑用水量4日分以上の有効容量とし、ろ過装置を設けること。」とありますが、ろ過装置のろ過材は特に指定が無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
027	環境衛生管理	要求水準書	21	第3	4	(2)	ク		排水出来ずに貯留された廃液の処理費用は他のごみと同様、全て市の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
028	公共下水道に放流できない排水について	要求水準書	21	第3	4	(2)	ク		「廃液を貯留するものを除く」との記載がありますが、貯留した廃液の処理については、市の費用負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
029	必要諸室及び仕様	要求水準書	21	第3	4	(2)	ケ		衛生器具設備及び別紙10 No.105で乾式(ドライ)仕上げとなっていますが、器具、壁面、床面のいづれのことを指しているのでしょうか。	内装仕上げのことを意味しています。
030	植栽及び外構	要求水準書	24	第3	5	(2)			「鶴見川沿いにはサクラ(ヨコハマヒザクラ)を植えること。」とありますが、植栽位置は本事業敷地内と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
031	近隣調査・準備調査	要求水準書	30	第5	3	(2)	イ		今後、市にて説明会を行う予定はありますでしょうか。ご教示願います。	説明会は行う予定ですが、時期は未定です。
032	所有権移転業務	要求水準書	35	第6	2				所有権移転業務とありますが、登記は、市による所有権保存登記のみと理解しております。また、平成20年12月24日までの引渡し期日は建物の実質的な引渡しであり、所有権保存登記はその後でも問題ないと考えます。保存登記に必要な書類の整備、手続き等を考えますと、引渡し期日までの保存登記は不可能です。	登記は市による所有権保存登記のみを予定しています。このため、平成20年12月24日に保存登記済みで引き渡すことを求めているものではありません。
033	管理業務報告書の提出方法について	要求水準書	37	第7	1	(3)	ウ		市へ毎日提出する日報の提出方法はFAXでよろしいでしょうか。また月報、半期報告書は郵送としてよろしいですか。	提出方法は市と事業者の協議により決定することとします。なお、日報や報告書等の提出先は学校となる予定です。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
034	急を要する事態の費用負担について	要求水準書	38	第7	1	(3)	オ	(ウ)	急を要する事態への対応に関する費用負担については、第1回質疑回答において「事業者の業務の範囲内」とありますが、学校長の要請内容に応じて、甲乙協議とさせていただくことは検討いただけませんか、ご教示願います。	原則としては事業者の業務の範囲内とします。
035	急を要する事態の費用負担について	要求水準書	38	第7	1	(3)	オ	(ウ)	「学校長からの要請・依頼に基づき校内での急を要する事態への対応及び事後的且つ暫定的な応急措置」とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。	適宜ご判断下さい。
036	急を要する事態の費用負担について	要求水準書	38	第7	1	(3)	オ	(ウ)	要求水準書(第1回)質疑回答 130において、急を要する事態への対応及び事後的且つ暫定的な応急措置は事業者の業務の範囲内で実施する旨の回答となっておりますが、本回答は、業務責任者及び業務担当者が業務上対応可能な範囲内で実施すれば良いという理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
037	緊急修繕業務の負担について	要求水準書	40	第7	2	(2)	オ		緊急修繕業務に要する費用は、利用者・不審者が特定できない場合、市の負担として頂きたいと思います	「特定事業仮契約書(案)別紙2」に基づく負担割合とします。
038	業務の実施	要求水準書	43	第7	3	(2)	ア	(ア)	「蛍光灯等の点検及び取替(随時)」とありますが、蛍光灯の場合、適正照度が発生しない劣化状態で管球を取替えるのか、完全不点灯(事後保全)の場合の取替で良いのかご指示下さい。	「適正照度が発生しない劣化状態」が、要求水準書P44第7-3-(3)の建築設備保守管理業務の要求水準で謳っている通り「すべての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に機能するように維持」された状態でないのであれば、取替が必要です。
039	校門の開閉について	要求水準書	46	第7	4	(3)	イ		「不審者の侵入を防止」するため、生徒の登下校時以外は、校門を閉めておくものと考えてもよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。
040	環境衛生管理	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		学校休業日の日常清掃及び衛生管理について、作業日数設定はご提案事項と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書を満たした上での事業者提案とします。
041	日常清掃の解釈について	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		選定事業者が行う日常清掃は、清潔度を保てれば、場所、諸室により隔日での実施は認められるのでしょうか。また前日使用しない諸室については、清潔度状況の点検のみでよろしいですか。	要求水準書を満たした上での事業者提案とします。
042	学校休業日における日常清掃について	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		別紙15の清掃区分一覧で、学校休業日の選定事業者による日常清掃は「管理諸室の印刷室、教務倉庫、事務倉庫」は不要と考えてもよろしいですか。	日常清掃の対象となっている諸室等については、学校休業日に使用した場合も業務対象となります。
043	学校休業日における日常清掃について	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		別紙15の清掃区分一覧で、学校休業日の選定事業者による日常清掃は「共用部の地域開放用玄関」以外は不要と考えてもよろしいですか。	NO.42をご参照ください。
044	学校休業日における日常清掃について	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		別紙15の清掃区分一覧で、学校休業日の選定事業者による日常清掃は「共用施設の食堂(食堂、厨房、便所)」は不要と考えてもよろしいですか。	NO.42をご参照ください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
045	廃棄物の搬出に関する備品	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		要求水準書質疑回答(第1回) 148において、「一般ゴミ・資源ごみに関しては量をカウントし、月ごとの出来高精算です」とありますが、量をカウントするのは市(市が指定する廃棄物処理業者)の業務であり、また、量をカウントする際の備品(計量機等)についても市の費用負担で用意されると理解してよろしいでしょうか。	指定日におけるゴミ収集車への対応は業務の範囲です。量のカウントは業務です。また、備品は市が負担します。
046	ゴミ類の搬出	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		第1回の質問の回答(24/66,Seq148)で出されているカウントは重量と考えてよろしいですか。また計量は事業者が行うのでしょうか。	カウントは容量です。計量については 045を参照ください。
047	清掃用具の手入れ、補修、洗剤、清掃用具の補充について	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		要求水準書質疑回答(第1回)質問書 151において、要求水準書別紙15で示された事業者区分外の諸室の清掃用具の手入れ、補修及び洗剤、清掃用具の補充を含むとのことですが、学校側が日常清掃及び定期清掃を実施するために必要な清掃用具の品目・数量・規格等がわかる資料を、対象諸室ごとに開示してください。	適宜ご判断ください。
048	日常清掃	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		学校側の定期清掃の資機材も事業者負担となっておりますが、資機材はどの程度まで必要ですか。(ポリッシャー等)	適宜ご判断ください。
049	ゴミ処理	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		「ゴミ類及び廃棄物品類の搬出」とありますが、生徒が指定場所までゴミを捨て、市が手配する業者が引き取ると解釈しておりますが、その場合、事業者は本業務に対して具体的に何をしたら良いのでしょうか？	選定事業者が日常清掃担当の諸室から出たゴミや廃棄物品類の搬出です。また、 045、 046もご参照ください
050	廃棄物品類の搬出	要求水準書	47	第7	5	(2)	ア		廃棄物品類には毒物・劇物が使用されたものは有りますか。ある場合には、その処理は事業者側業務に含まれますか。(内容物、容器等)	廃棄物品類には毒物、劇物が使用されたものが有りますが、その処理業務は事業者側業務には含まれません。
051	学校行事等の準備・片付け、清掃、ごみ類の処理について	要求水準書	47	第7	5	(2)	イ		「卒業式・入学式・学校祭等の学校諸行事に伴う準備・片付けの手伝い」とは何人がどれ位の時間を要する作業と想定すれば宜しいでしょうか。	生徒数等から適宜ご判断ください。
052	学校行事等の準備・片付け、清掃、ごみ類の処理について	要求水準書	47	第7	5	(2)	イ		「防災訓練活動及び交通安全活動、不審者対応訓練等に伴う準備・片付けの手伝い」とは何人がどれ位の時間を要する作業と想定すれば宜しいでしょうか。	生徒数等から適宜ご判断ください。
053	環境衛生管理	要求水準書	48	第7	5	(2)	ウ	(カ)	設備定期清掃業務とは、何を設定すればよいのでしょうか。	適宜ご判断ください。
054	環境衛生管理	要求水準書	48	第7	5	(2)	ウ	(カ)	設備定期清掃業務とは、外観の美観を主とした清掃と考えてよろしいでしょうか。	適宜ご判断ください。
055	環境衛生管理。清掃業務	要求水準書	48	第7	5	(2)	カ		開校後1年度目および2年度目において、「生徒数を勘案する」場合、教員の実施する清掃面積は全量の何パーセントと勘案したらよろしいでしょうか。	適宜ご判断ください。
056	環境衛生管理。清掃業務	要求水準書	48	第7	5	(2)	カ		「開校後1年度目および2年度目において、「生徒数を勘案する」場合、教員の実施する清掃面積は全量の何パーセントと勘案したらよろしいでしょうか。」との質問に関連しますが、事業者が立ち入れない施設はありますか。	別紙15において「事業者による日常清掃を行う範囲」に区分された諸室以外の諸室は立ち入ることができません。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
057	安全管理について	要求水準書	49	第7	6	(2)			年末年始(12/29～1/3)、学校休業日及び平日の夜間(21:00～7:00)について、選定事業者の負担により設置する機械警備を利用することができる。とありますが、その間は有人警備でなく機械警備とすることができる、考えて宜しいですか。	ご理解の通りです。
058	安全管理業務担当者の資格について	要求水準書	49	第7	6	(2)	ア		安全管理業務担当者は、警備業法上の警備の資格を持つ人の配置が必要ですか。	事業者提案とします。
059	登校時間帯について	要求水準書	49	第7	6	(2)	ア		ここでいう登校時間帯とは何時から何時までですか。	8時から9時を予定しています。
060	安全管理について	要求水準書	49	第7	6	(2)	ア		登校時間帯において、校門付近での安全確保を行い防犯に努める。とは、警備員を校門付近に配置することを想定と考えて宜しいでしょうか。	事業者提案とします。
061	安全管理について	要求水準書	50	第7	6	(2)	オ		学校長からの要請・依頼に基づく構内での整理整頓への対応、急を要する事態への対応及び事後的且つ暫定的な応急措置を行う。とありますが、前段に「特段の支障がないときは」とつけて解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書とおりの解釈としてください。
062	什器備品について	要求水準書	51	第7	7				第1回要求水準書質疑回答NO.188に図書室の本の盗難リスクは市が負担する事になっていますが、什器備品の盗難リスクも市が負担との理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
063	保守点検契約の指定期間終了後の対応	要求水準書	51	第7	7	(1)			要求水準書質疑回答(第1回)の質問回答Seq173に製品保証期間終了後、指定した年数の期間のメーカー保守点検契約を締結してくださいとありますが、指定期間が終了したものについて発生した不具合等の費用の負担は、市側であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
064	什器備品保守管理業務	要求水準書	51	第7	7	(2)	ア		要求水準書別紙13,14に示す什器備品で、建築物と同時に整備する各種装置、機器や設備に関しては「建築保守管理業務」「建築設備保守管理業務」の対象とのことですが、別紙12(その2)にあるような「保守点検欄」に年数指定がある機器、設備はないと考えてもよろしいですか。	ご理解の通りです。
065	カリキュラム変更に伴うシステム変更時の費用負担	要求水準書	51	第7	7	(3)			「什器備品が正常な状態で利用可能であること」とありますが、カリキュラム等の変更によりシステムの設定変更を余儀なくされた場合の費用は市の費用負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
066	図書室管理業務	要求水準書	52	第7	8				図書館法に基づく他の学校図書館・図書館などとの連携に取り組まれる事は、予定されていますでしょうか？ その場合、市の責任と負担で実施頂けるのでしょうか？	本図書館は学校図書館法に基づくものです。
067	図書室管理業務	要求水準書	52	第7	8				図書館の見込み利用者数(生徒・地域利用者)、蔵書数・種類(分野)を御教示願います。	利用者数について、現時点ではわかりません。蔵書数については3万冊程度とします。分野については、本施設の教育目的に合致した分野を想定しています。
068	図書館管理業務	要求水準書	52	第7	8	(1)			地域開放時における一般利用者の自習等は認めるのでしょうか。	現時点では利用内容に特段の制約を設けることは想定しておりません。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
069	図書館について	要求水準書	52	第7	8	(1)			児童図書の蔵書はありますか、又利用者に児童は含まれていると考えてよいですが。	特に児童向けの図書を準備する予定はありません。ただし児童が利用することを妨げるものではありません。
070	図書館管理業務	要求水準書	52	第7	8	(2)	ア		生徒への貸出についてどのようなシステムを利用するのですか。またそのシステムを一般開放時に使用することは可能ですか。	生徒への貸出、図書管理のシステムは市が整備しますが、詳細は未定です。また、一般開放時にはそのシステムを使うことを想定しています。
071	開校時の図書購入について	要求水準書	52	第7	8	(3)	ア		図書館に設置する図書は最終3万冊ですが、開校にあわせて新規に購入する図書はあるのでしょうか？またその場合、購入図書の装備や図書館システムへのデータ入力には事業者の業務範囲でしょうか？	図書については、引渡し以降、平成23年度中までに、3万冊を購入していく予定です。 なお、年度ごとの購入数については未定です。 購入図書の装備、図書館システムへの登録については事業者の業務範囲とお考えください。
072	開校時の図書について	要求水準書	52	第7	8	(3)	ア		現在の鶴見工業高校から移管する図書は何冊でしょうか。それらに対するバーコード貼付やBDS用装備は事業者の業務範囲内でしょうか。	鶴見工業高校からの移管に伴う業務はないものとしてお考えください。
073	開校時の図書購入について	要求水準書	52	第7	8	(3)	ア		開校後、年間で購入する冊数をお聞かせ下さい。以前いただいた回答では解かりません。	No.071をご参照ください。
074	図書館管理業務	要求水準書	52	第7	8	(3)	ア		図書館業務にて取り扱う図書は、学校図書の範囲か公共図書の範囲かどちらでしょうか。	本施設に設置する図書室は学校図書館法に基づくものです。
075	図書館システムについて	要求水準書	52	第7	8	(3)	イ		導入を予定している図書館システム名をお聞かせ下さい。	No.070をご参照ください。
076	図書整理(装備)について	要求水準書	52	第7	8	(3)	イ		購入図書の装備で、請求記号付と作業は事業者の業務範囲内でしょうか。	業務範囲とお考えください。
077	図書室管理業務	要求水準書	52	第7	8	(3)	ウ		図書室で貸し出す本の返却についてですが、図書室以外の場所で図書の返却を人を介して受け付けることは可能ですか	認める方針です。事業者提案としてください。
078	図書室管理業務	要求水準書	52	第7	8	(3)	ウ		「図書室で貸し出す本の返却について、図書室以外の場所で図書の返却を人を介して受け付けることが可能である」場合、サービス時間以外の返却を返却ボックスのようなもので受け付けることは可能でしょうか。	認める方針です。事業者提案としてください。
079	図書室管理業務	要求水準書	53	第7	8	(3)	ウ		「図書整理期間については上記期間に加えて市或いは学校と共同して蔵書整理を行うものとする」とありますが、具体的な時期及び期間についてご教示願います。	図書整理期間について現時点では確定しておりません。他の市立高校においては、年に一度、7月または8月に3～4日かけています。
080	図書室管理業務 蔵書整理	要求水準書	53	第7	8	(3)	ウ		蔵書整理の具体的な作業内容を御教示願います。	蔵書の点検(紛失、破損)、整理(並べ替え)、修理などとお考えください。
081	地域開放業務の実施	要求水準書	54	第7	9	(2)			地域の諸団体との連絡、コミュニケーションは事業者が直接行っても可能と考えてよろしいでしょうか。	学校運営などに支障のない範囲で、情報発信などを行っていくことは認める方針です。
082	地域開放施設の一団体への貸し時間について	要求水準書	54	第7	9	(2)	ア		地域開放施設で一団体に貸し出しする時間は、屋内体育施設及びグラウンドは2時間単位、その他開放施設は3時間単位との解釈でよろしいでしょうか。	現時点で、貸出時間については未定です。事業者との協議により決定するものとします。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
083	地域開放施設管理業務	要求水準書	54	第7	9	(2)	イ		地域開放施設の利用予定者の確認方法について方針または特別のご指示はありますか。	現時点では未定です。
084	地域開放施設管理業務	要求水準書	54	第7	9	(2)	イ		地域開放施設の利用後に施錠や清掃状態の確認とありますが、貸し出し時間の間に、事業者のチェック時間はありますか。 例: 9時～10時45分/ 11時～12時45分など。	現時点で、貸出時間については未定です。事業者との協議により決定するものとします。
085	駐車場について	要求水準書	54	第7	9	(3)			開放施設利用者の駐車場は、敷地内であるが校舎フェンス外としてもよいのか	認めないものとします。
086	駐車場について	要求水準書	54	第7	9	(3)			駐車場での盗難、接触事故等についての管理責任は範囲外としてよいのか。	ご理解のとおりです。
087	安全性の確保	要求水準書	55	第7	9	(3)	ウ		地域開放施設における施設運営者としての施設安全責任は市が負うと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
088	食堂運営	要求水準書	57	第8					食堂は、積極的に生徒に提供する立場でしょうか？それとも弁当を用意できない生徒に補助的に食事を提供する場でしょうか？食堂の位置づけをご教示頂きますようお願いいたします。	市としては、弁当の持参、食堂の利用のどちらかを優先すべきという考えは特にありません。
089	食堂運営業務について	要求水準書	57	第8					食堂メニューは提供時に温めるもの(レトルト食)を主流に考えてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載されているように「生徒の身体の健全な発達に資し、温かみのある魅力的な食事の提供するため、少なくとも最終的な調理(加熱など)を本施設の厨房にて行うもの」を満たす限り、具体的な提供方法、調理方法については事業者提案とします。
090	食堂運営業務について	要求水準書	57	第8					PTA、先生方、外部講師の方などの懇親会等にはアルコールの提供は可能でしょうか。	協議対象としますが、提案時においてはアルコールの提供を見込まないでください。
091	食堂運営業務について	要求水準書	57	第8					学園祭等の催事のある時は、食堂の運営は可能でしょうか。	可能とします。
092	食堂運営業務について	要求水準書	57	第8					災害時等の備蓄食料は食堂で準備しておく必要がありますか。	特に準備の必要はありません。
093	食堂運営業務	要求水準書	59	第8	3	(2)			食堂運営に必要な厨房設備、調理器具、什器備品については設計・建設の対価の対象で、同運営業務遂行に必要な消耗品は事業者負担とあります。 また、前回回答にて厨房などの備品で、事業者側で不要と思われるものは、削除しても構わないとあります。 独立採算事業として運営するに当たり、事業者が必要と判断する備品を「別紙12備品一覧」の参考機種・数量に拘わらず、追加・削除しても構わないとの理解で宜しいですか。 追加が可能な場合、設計・建設の対価の対象となる厨房設備、調理器具、什器備品として認められる定義について、(例えば購入金額・使用年数・耐用年数等が考えられますが)具体的にご教示願います。 併せて、事業者負担となる消耗品の定義、具体的な品目についてもご教示願います。	については、ご理解のとおりです。 については、繰り返し使うことのできるもの(食器、箸など)は什器備品としていただいて結構です。 については、使用後に処分するもの(割り箸等)や使用時に消費していくもの(食卓上の調味料やドレッシング、厨房清掃に用いる洗剤など)とお考えください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
094	厨房設備・調理器具 什器備品について	要求水準書	59	第8	3	(2)	ウ		厨房機器、調理用具、什器備品については設計・建設の対価の対象とするとありますが、機器の保守修繕費、補充費等は市の負担と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
095	厨房設備の範囲	要求水準書	59	第8	3	(2)	ウ		食堂運営事業で使用する「食器・箸」は、什器備品の範疇でしょうか、それとも消耗品扱いでしょうか。	No.093をご参照ください。
096	食堂運営 厨房設備	要求水準書	59	第8	3	(2)	ウ		厨房の外ではありますが、食堂(もしくは食堂入口)に食券販売機を設置した場合、厨房設備同様設計・建設の対価の対象になるのでしょうか？それとも、付帯事業の自動販売機同様、地代を市に払って事業者の負担で設置することになるのでしょうか？	食券販売機については、設計・建設の対価として支払います。また、設置部分に対しての地代は負担することを前提としてお考えください。
097	食堂厨房設備等	要求水準書	60	第8	3	(2)	ウ		厨房機器、備品、テーブル、イス等の準備はスタート時に720名規模で考えてよろしいでしょうか。それとも年度別に段階的に増設という考え方でしょうか。	食堂のテーブル・椅子等の備品は一度に200名程度が利用できる規模とします。また、要求水準書別紙質疑回答(第2回) 044 045もご参照ください。
098	食堂運営 営業時間	要求水準書	60	第8	3	(3)	オ	(ア)	試験期間中など午前中で授業が終了する場合、食堂利用者は非常に少ないことが予測されます。午前中で授業が終了する日は、食堂を閉店することは可能でしょうか？午前中で授業が終了する日の日数/年間をご教示願います。	午前中に授業が終了する場合の食堂閉店については、市と事業者が協議の上、決定するものとします。ただし提案時においては、食堂閉店を見込まないでください。午前中で授業が終了する日数は年間20日程度となる予定です。
099	食堂運営	要求水準書	60	第8	3	(3)	オ	(ウ)	具体的な提供方法は選定事業者の提案によるとあるが、利用者の代金精算方式も業者側の提案でよろしいでしょうか。またその設備金額は予算に追加しても良いでしょうか。	前者については、ご理解のとおりです。後者について、それらの設備を設計・建設の対価に含めることは認めるものとします。なお、No.096もご参照ください。
100	衛生管理	要求水準書	61	第8	3	(3)	カ		定期的な清掃、防鼠・防虫業務はを行うとありますが、P48「環境衛生管理・清掃業務」で管理対価対象の定期清掃業務、防鼠防虫業務との区分、業務範囲をご教示頂きたい	行政財産の目的外使用にかかる部分に関する清掃などの業務は管理業務の対象外とし、サービス対価の対象とはなりません。
101	付帯事業運営業務について	要求水準書	62	第9					昨今の学生の嗜好に対応すべく、扱い品目も多様化させる為に売店面積を比較的大きくとりたと思っていますが、何か制約、制限等の条件はあるのでしょうか。	本事業に支障のない限り、特に制約はありません。
102	付帯事業運営業務について	要求水準書	62	第9					売店での販売品目に「カップ麺等」を加えてもよろしいですか。	事業者提案に基づき市と事業者の協議の上、決定するものとします。なお、ゴミ類の処分についてもご配慮ください。
103	付帯事業	要求水準書	62	第9	3	(2)	ア		「付帯事業の運営については独立採算を前提とすること。」とありますが、要求水準書質疑回答(第1回)のSeq241では、「平成23年度以降については、市は使用料見込み相当額を超えて支払いません。」との回答となっており、付帯事業の使用料についても食堂運営と同様にサービスの対価に含めてよいと理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	付帯事業については、独立採算であり、必要な経費の一部を管理の対価に含めることは認めないものとします。なお、要求水準書質疑回答(第1回)Seq.241について本質疑回答をもって「付帯事業運営については、独立採算事業です。」と訂正させていただきます。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
104	SPC社員の常駐スペースについて	その他							学校施設内において、SPCの社員(例えば、設備常駐管理者、常駐警備者、図書館管理者等)が常駐出来る(休憩、着替え等)スペースは提供していただけるのでしょうか。どの諸室を利用できるのかお教え下さい。あるいは、必要な場合はSPC側がSPC室として施設内に設置することになるのでしょうか。この場合、SPC室は行政財産使用料を取られるのでしょうか。取られる場合は使用料の設定についてお教え下さい。	管理員室1,2についてはSPCが使う部屋としており、無償で使用できるものとしています。その他、図書館管理員などについては、昼間に司書が使っているスペースを無償で使えるものとします。
105	土壌改良	要求水準書(案)への質疑回答	03					No. 35	「南側敷地の土壌汚染処理対策が完了しているものと認識」とありますが、貴市が対策完了を確認されたものと考えてよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
106	備品調達設置の主体	要求水準書(案)への質疑回答	13					No. 172	「什器備品の設置は建築工事と分離して行えない」との趣旨のご回答と思われませんが、この場合備品調達設置にかかわる業務は、建設企業の業務範囲内とのお考えでしょうか。	備品調達にかかわる業務の主体の設定は、事業者判断とします。
107	厨房設備などの整備	要求水準書(案)への質疑回答	25					No. 329	「設計・建設の対価の対象に、什器の中には食器類を含んでよいか」について、ご回答願います。	No.093をご参照ください。
108	セミナーハウス	要求水準書質疑回答(第1回)	17					Seq 069	Seq069回答で「必要に応じて指導教諭が開鍵し出入口を使用する」とあり、またSeq070回答で「セミナーハウスの宿泊利用時は学校が安全管理を行うため、宿泊利用に対応するための人的配置は必要ありません。」とあります。宿泊を伴う合宿などの際には、機械警備を行わず指導教諭が安全管理を行う、と理解して宜しいですか。	ご理解の通りです。
109	什器備品保守管理業務	要求水準書質疑回答(第1回)	25					Seq 168	要求水準書質疑回答(第1回)Seq131にて、別紙12の什器備品について、指定期間後及び指定期間の無い備品については製品保証期間後に保守点検・修理・消耗品交換等が必要になった場合は、市が負担と回答されていますが、 その場合、学校側と備品メーカーとの連絡窓口は事業者になるのでしょうか？また、費用が発生した場合は事業者が立替払いをするのでしょうか？実際の対応及び清算方法について御教示願います。 製品保証期間内に、備品メーカーに対応を依頼する程ではない、軽微な保守・修繕が発生した場合でも、それは事業者の業務範囲に含まれないと考えて宜しいでしょうか？	については、市が対応します。 については、事業者の業務範囲に含まれます。
110	食堂運営業務に関する費用	要求水準書質疑回答(第1回)	30					Seq 216	回答に、「平成21,22年については、特に上限を設定しているわけではありません」とありますが、 例えば 1. 「行政財産の貸付提案時に用いる使用料」に示す数式によって計算された使用料見込み額を、平成21、22年について提案する価格としても良い 2. 平成21年、22年は生徒数が少ないため、独立採算事業収支を考慮して、上記使用料見込み額を超える管理対価を提案しても良い と解釈してしてよろしいでしょうか。	入札説明書質疑回答(第2回)No.010をご参照ください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
111	付帯事業	要求水準書質疑回答(第1回)	33	Seq					回答で、「事業期間中の部分解除は認めません」とありますが、12年の運営期間において、周辺環境・社会・需要の変化等が生じた場合は、特定事業仮契約書(案)第73条3項により、甲乙合意の上、変更できると考えてよろしいでしょうか	内容の変更については、市と事業者との協議の上、合意に達した場合、認めるものとします。
112	付帯事業について	要求水準書質疑回答(第1回)	33	Seq					付帯事業に対しても対価(使用料見込み相当額)が支払われる、との理解でしょうか。	No.103をご参照ください。

要求水準書別紙質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	48条許可申請日影図について	要求水準書別紙9	01						こちらで作成した日影図と別紙9の日影図を照らし合わせると、測定面は平均地盤面から約1.5mと思われるので、平均地盤面より約1.5mを測定面とした日影図の範囲を守ればよろしいでしょうか。	測定面は地盤面レベルの日影図です。
002	最新版の確認	要求水準書別紙10							6月8日付で、「別紙(新旧対照表)」と「別紙10 必要諸室及び仕様[改訂版]」が公表されていますが、両者に不整合があった場合には、「別紙10 必要諸室及び仕様[改訂版]」が優先されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、ステージの電動昇降式の水銀灯については削除してください。
003	必要諸室及び仕様	要求水準書別紙10							各諸室の室の大きさを m程度と書いてありますが、±何%を想定していますか。	適宜ご判断ください。
004	必要諸室及び仕様	要求水準書別紙10	01						「無窓可の部屋」でない部屋のうち、建築基準法上の居室に当たらない部屋については、建築基準法の採光に関する規定は適用されないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
005	ホール補助席	要求水準書別紙10	08						補助席は、固定席の前列(張り出し舞台未使用時に使用)あるいは固定席の後列(常に使用可能)のいずれを想定されていますか。	事業者提案とします。
006	(英語)LL教室について	要求水準書別紙10	01						LL教室1,2、準備室とありますが、LL教室の備品であるLL専用機は、各メーカーとも、本年中に生産中止になるようです。代替で、CALL教室を3教室とするご提案でよろしいのでしょうか。	LL教室2室、CALL教室2室という部屋数をかえることなく、かつLL教室については別紙10の仕様を満たすことを前提に代替備品をご提案ください。 なお、代替備品を提案する場合、様式4-6のNO.723～NO.751については行を削除せず数量を減じ、NO.1117以降に諸室Code、諸室名、品名等を追記ください。
007	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	01						No.12、13の倉庫は無窓可の 印が付されていませんが、無窓室としてよろしいですか？	ご理解の通りです。
008	ブラインドボックス及びブラインド、カーテン	要求水準書別紙10	02						No.28、30、32、33、34、37の生命科学の実験室、準備室関係には無窓可の 印、ブラインド、カーテンの要否の丸印が付されていませんが、有窓室、無窓室どのように計画すればよろしいですか？	無窓可能な諸室とします。
009	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	05						No.78の暗室に無窓可の 印が付されていませんが、無窓室として計画してよろしいですか？	ご理解の通りです。
010	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	06						No.85、88の準備室に 印が付されていますが、室の使い方で「保管庫」となっております。無窓室で計画してよろしいですか？	教諭の待機する室でもありますので、有窓とします。
011	危険物ボンベ庫の構造	要求水準書別紙10	07						No.110の危険ボンベ庫につき配置、構造等の基準がありましたら、ご教示ください。	適宜ご判断下さい。
012	実験・展示スペースについて	要求水準書別紙10	08						No.113の「室の使い方等」において「各種理科実験スペース」とありますが、想定される実験内容と必要な設備をご教示ください。	必要な備品は別紙12にある通りとし、実験用の特別な設備は想定していません。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
013	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	08						No.116、123の便所には 印が付されていますが、他の便所には指示はありません。これらトイレのブラインドも他のトイレに準じて、ブラインドボックス及びブラインド不要と考えてよろしいですか？	有窓、無窓の判断は事業者提案によりますが、窓をつける際にはブラインドボックス及びブラインドを計画してください。
014	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	08						No.127の講師宿泊室にもブラインド及びブラインドボックスが必要と考えてよろしいですか？	ご理解の通りです。
015	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	09						No.140、141、142のホール関係の諸室に無窓可の 印が付されていますが、無窓室としてよろしいですか？	ご理解の通りです。
016	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	09					152	No.152のプール関係の諸室に無窓可の 印が付されていませんが、適宜無窓室としてよろしいですか？	ご理解の通りです。
017	ブラインドボックス及びブラインド	要求水準書別紙10	09					154	No.154の体育倉庫に無窓可の 印が付されていませんが、適宜無窓室としてよろしいですか？	ご理解の通りです。
018	ホール張り出し舞台について	要求水準書別紙10	08						ホールの特記事項に「張り出し舞台(幅2m程度)」とありますが、この張り出し舞台は可動式とすることは可能でしょうか。また、張り出し舞台とはファッションショー等に使用される通路状の舞台と考え、奥行きについては提案によると考えてよろしいでしょうか。	張り出し舞台とは、ステージの奥行きを2m広げるための舞台のことであり、通路状の舞台のことではありません。幅2mで長さはステージと同様としてください。可動式で構いません。
019	部室について	要求水準書別紙10	09					155	No.155の「特記事項」において、「平屋建て」とありますが、建築本体と一体とする場合、1Fに配置し、直接アクセスできる構造と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
020	部室について	要求水準書別紙10	09					155	体育館側の部室15室を、本施設の1階部分、外部に面する位置に組み込んで計画することは可能でしょうか。	事業者提案とします。
021	部室について	要求水準書別紙10	09					155	部室の特記事項に「平屋建てとする」とありますが、部室は校舎、屋内体育施設とは別棟として平屋建てで計画する、と言うことでしょうか。校舎、または屋内体育施設の一部として屋上などに一層に抑えて計画することは可能でしょうか。	体育館側の15室については、別棟にしなくても構いません。但し屋上に計画することは不可とします。
022	陸上トラック	要求水準書別紙11	01						250mトラックについてはコース数の提示がございませんが、ラインマークはトラック最内側の線のみでよいということでしょうか。	ご理解の通りです。
023	温室について	要求水準書別紙11	02						この温室は南面する必要はありますか。(生命科学のP1温室は南面の要件あり)	特に設定はございません。
024	什器備品について	要求水準書別紙12							什器備品で設置のデスクトップパソコン、ノートパソコン、ワークステーション、サーバーは搬入据付までを事業者側で行い、環境設定、アプリケーションソフト設定、インターネット接続(YUNETへの接続)設定等は、別途学校側で行うと考えてよろしいでしょうか。事業者側では個々の機器の使用状況が分かりませんので設定は困難です。もし、事業者側で行う場合は、学校側の意向をご提示ください。	搬入・据付とパソコンが単独で正常に作動できる状態にするまでを事業者側で行ってください。ネットワーク接続やアプリケーションソフトの追加等、それ以降の設定等は横浜市が行います。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
025	什器備品について	要求水準書別紙12							別紙12什器備品一覧共通備品で、管理員室1, 2の什器備品に机、パソコン等の表示がありませんが、事業者の負担となるのでしょうか。	ご理解の通りです。
026	什器備品について	要求水準書別紙12							特殊備品の機能を満たす為に、特殊備品における付属するものを備品リストに追加すると理解して宜しいですか。	ご理解の通りです。
027	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その1)	05						職員室にサーバールームを作ることとなっておりますが、サーバールームにはサーバは置く事になっておりませんかよろしいのでしょうか？	市がサーバーを別途整備しますので、ご理解の通りです。
028	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その1)	05						各情報諸室に設置するサーバはサーバラックに収納する必要はありますか？	事業者提案とします。
029	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	07					18	校長室の什器備品として、「NO.18応接6点セット」は他の記載された家具とは別に1セット必要と考えてよろしいでしょうか。	「No.18 応接6点セット」は別紙12より削除します。 なお、様式4-6の「No.18」については、行を削除せず数量を減じてください。
030	消耗品の扱いについて	要求水準書別紙12(その2)	07					23	7/26 No.23のコピー機は、保守点検5年となっておりますが、トナー、コピー用紙等の消耗品も5年間は、当業務に含まれるのでしょうか。また、月間使用枚数はどの程度と考えればよいでしょうか。	トナーの更新は、5年間は事業者業務に含みます。コピーの使用枚数は1台あたり15000枚/月程度を想定しています。コピー用紙の補充は業務対象外とします。
031	備品の保守点検の範囲	要求水準書別紙12(その2)	07						(その2)の内、No.22, 76, 77, 117, 915のコピー機、印刷機のトナーやインク、コピー紙等、No.392の平面研削盤の砥石といった消耗品およびその費用は保守点検業務には含まれず、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	No.030をご参照下さい。
032	消耗品の扱いについて	要求水準書別紙12(その2)	08					76	8/26 No.76の印刷機は、保守点検5年となっておりますが、インク、マスター、用紙等の消耗品も5年間は当業務に含まれるのでしょうか。	No.030をご参照下さい。
033	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	11					758	No.758のメーカー名を教示ください。要求水準書別紙質疑回答(第1回)により、同じ品名・仕様のリストNo.718については削除のご回答でしたが、No.758は削除されておりませんので、再度質問いたします。	備品No.758も別紙12より削除します。 なお、様式4-6の「No.758」については、行を削除せず数量を減じてください。
034	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	12					395	12/26 No.395の立体マシニングセンターは、付属品一式となっておりますが、使い方により付属品が大きく変わってしまいます。どのような使用方法をとるのかお教え下さい。	制御装置を装備し、作業例として携帯電話等の金型が加工できるような付属品の仕様とします。
035	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	13					400	13/26 No.400のナインデンターTS-1ですが、TS-1では、培養倒立顕微鏡です。品名、形式どちらが正しいのですか。ナインデンターだとすれば、型番をお教え下さい。	(株)ニコン 高温表面物性評価装置TS - 1です。
036	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	13					401	13/26 No.401のマイクロピッカーズ硬さ試験機には、大型空気ばね式防振台は必要ないのではないのでしょうか。	防振台付きでご提案願います。
037	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	13					410	13/26 No.410の走査型プローブ顕微鏡は、付属品一式となっておりますが、使い方により付属品が大きく変わってしまいます。どのような使用方法をとるのかお教え下さい。	例として、カーボンナノチューブの測定です。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
038	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	14						14/26 No.481NMR、No.482走査型電子顕微鏡、No.483可動式走査型電子顕微鏡は、付属品一式となっておりますが、使い方により付属品が大きく変わってまいります。どの様な使用方法をとるのかお教え下さい。	No.481:NMRについては、タンパク質の構造解析等に使用する予定です。No.482:走査型電子顕微鏡、No.483:可動式走査型電子顕微鏡については、No.037の回答をご参照ください。
039	仕様一覧	要求水準書別紙12(その2,3)	15,23~26	その(2)、その(3)					「簡易スタジオ設備一式」「その(3)仕様一覧参照」と記載されておりますが、該当の仕様(参考機種)がどちらに記載されているかご教示願います。	別紙12(その3)放送システム一式を参照された上での事業者提案とします。
040	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	16					660	16/26 No.660の腎臓の型番が違います。正確な型番をお教え下さい。	K11腎臓/ネフロンと血管/腎小体セットです。
041	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	17					760	17/26 No.760のイーゼルスタンドの型番が違います。正確な型番をお教え下さい。	ロイヤル ターレンス レンブラント製、TRA E-199-N 縦F100とします。
042	什器備品 ゴミ箱購入数量	要求水準書別紙12(その2)	17	761					購入個数は以下の解釈で宜しいでしょうか？ 要求される仕様は4個/セット No.761、812、848については各部屋4個/セット×購入数4セット=16個 No.876、885については各部屋4個/セット×購入数1セット=4個	適宜ご判断ください。
043	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	18						18/26 No.806、No.820の折りたたみテーブルウェンガーG208URですが、アンダーラックのみの型番となっておりますが、アンダーラックのみでよろしいのでしょうか。	備品No.806はヤマハ スチューデント・チェア C-206、折り畳みテーブル C-207、アンダーチェアラック C-208URのセットです。 備品No.820は別紙12より削除します。 なお、様式4-6の「No.820」については、行は削除せず数量を減じてください。
044	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	18						18/26 No.912のセンターテーブル、No.920の丸テーブルの型番が違います。正確な型番か、大きさをお教え下さい。	センターテーブルのサイズはW1800×D900×H700です。 丸テーブルについてはNo.045を参照ください。
045	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	19						食堂備品に関して、丸テーブルを18台とありますが、食堂レイアウトを検討する際、長方形テーブルを使用することも可能でしょうか？また、椅子に関しては、備品一覧にない為、事業者負担にて準備するものと考えているのでしょうか？	丸テーブルは直径2000程度とし、10～12名が着席できる大きさです。 テーブルについては長方形でも可能とします。また、椅子を追加願います。 KLT-210CK (W525×D550×H745) ITOKI 210脚 とします。
046	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	20						屋内体育施設及び屋外体育施設の什器・備品に関して、実施するスポーツ種目を考えると、什器備品リストにて不足する品目がある事が予想されます。その場合、事業者にて提案し、市負担にて調達して頂けると考えて宜しいでしょうか？	入札予定価格の範囲内において事業者提案とします。
047	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	21						1005と 1018はいずれも「バトミントン床金具」ですが、違いはあるのでしょうか？	備品No.1005は削除します。 なお、様式4-6の「No.1005」については、行は削除せず数量を減じてください。
048	什器備品について	要求水準書別紙12(その2)	21						屋内体育施設の什器備品とし、てNO.1006「バレーテニス兼用床金具」はNO.1017「床金具テニス用」とNO.1019「床金具バレー用」とは別に必要と考えてよろしいでしょうか。	備品No.1017とNo.1019は削除します。 なお、様式4-6の「No.1017」と「No.1019」については、行を削除せず数量を減じてください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
049	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	21						1006のバレーテニス兼用金具と 1017テニス用具の数量が違いのようですが、一覧表の数量にて調達を想定しても宜しいでしょうか？	事業者提案とします。
050	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	21						1096のハードルと 1109のハードルメーカーに相違がありますが、用途等の違いがあるのでしょうか？	備品No.1109は削除します。 なお、様式4-6の「No.1109」については、行を削除せず数量を減じてください。
051	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	23						ノートパソコン及びデスクトップパソコンに関しては、保守点検項目に入っていないが、ワークステーション以外の情報システム・機器に関して保守メンテナンスが必要である場合は、事業者提案にて事業主負担で保守メンテナンスを実施することと考えて宜しいでしょうか？	ノートパソコン及びデスクトップパソコンの保守メンテナンスは横浜市が行います。
052	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その2)	23						ノートパソコン及びデスクトップパソコンに関しては、保守点検項目に入っていない為、ワークステーション以外の情報システム・機器に関して修繕及び更新の必要がある場合は、長期修繕計画内にて更新・修繕の費用計上すると考えて宜しいでしょうか？	No.51をご参照ください。
053	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その3)	23	その(3)					黒板C、黒板Dで上下可動式2連(スライダー)黒板W3600×H1200、W4500×H1200とありますが、このH1200は黒板を上下に開いた状態か、閉じた状態か、どちらでの寸法でしょうか？	黒板を閉じた状態の寸法がH1200とお考えください。
054	仕様一覧	要求水準書別紙12(その3)	23 ~ 26	その(3)					仕様一覧に機器の品番及び数量等記載されている場合があるが、必要に応じて相当品及び台数を用意することでよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
055	什器備品一覧	要求水準書別紙12(その3)	24						サーバの利用方法に関して、7台のサーバの利用方法として各部屋のネットワークを管理するために使用するのでしょうか？ あるいは、サーバを学習教材のひとつとして使用するのでしょうか？ また、ネットワークを管理するのであればサーバールームが必要かとおもわれますがよろしいのでしょうか？	7台のサーバーは学習教材のひとつとして使用するためのものです。また、職員室のサーバー室で横浜市が整備するサーバーにより、ネットワーク管理を行います。
056	仕様一覧	要求水準書別紙12(その3)	24	その(3)					サーバーの想定利用用途をご教示願います。	No.55をご参照ください。
057	什器備品について	要求水準書別紙12(その3)							什器備品で設置のデスクトップパソコン、ノートパソコン、ワークステーションは記載のアプリケーションソフト以外は別途学校側で整備すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
058	什器備品について	要求水準書別紙12(その3)							ウィルス駆除ソフトはワークステーションにのみ必要で、他のPCには不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
059	清掃区分について	要求水準書別紙15	5						食堂の「食堂」「厨房」「便所」の「日常清掃」、「定期清掃」の区分が「選定事業者」となっておりますが、選定事業者のうち、独立採算事業の食堂運営企業が行う(費用負担する)ものと、管理運営企業が行う(管理対価対象)ものと、清掃区分をご教示ください。	使用料の発生する部分の清掃については食堂運営企業が行うものとなります。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
060	横浜市立高校における 食堂運営について	要求水準書別 紙16	01						<p>事例として挙げられている高校について、市が食堂運営事業者へ委託金額を支払っているのでしょうか。支払っているのであれば、その金額をお教えください。</p> <p>また、業者が施設使用料を支払っているのであれば、その金額をご提示ください。</p>	<p>委託金額を支払っている事例はありません。</p> <p>施設使用料は現在、全額免除されていますので、支払いが生じている事例はありません。(光熱水費は自己負担)</p> <p>ただし、本市では、今後、全額免除を改める方向で検討を進めていく予定であり、本件については使用料支払いを前提に提案いただくものです。</p>

様式集質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	関連資料の添付	様式集	04	2	(1)				様式集質疑回答(第1回)の回答No.02とも関連しますが、提案書には融資機関の関心表明書に類する書類以外は、一切規定枚数を超える資料の添付はできないということでしょうか。	様式集(ワード)質疑回答(第1回)No.002に示したとおりであり、融資機関の関心表明書に関する書類以外の規定枚数を超える添付資料はつけないでください。
002	補足資料	様式集	04	2	(1)				補足資料とは金融機関の関心表明書等を想定したものとのことですが、提案内容の実現性を確認するための資料を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか？	No.001をご参照ください。
003	グループ番号について	様式集	05	3	(6)				「表紙及び背表紙に、入札参加資格審査通知書に提示したグループ番号を付し、～」とありますが、今回受領した同通知書に該当するグループ番号の記述が見当たりません。対応方法につきご教示願います。	7月中に各グループの代表企業に連絡させていただく方針です。
004	書類提出要領(日影図)	様式集	06	3	(6)				要求水準書の「別紙4 真北測量図」と「別紙9 48条許可申請時実日影図」とでは、前提としている真北方向に食い違いがあると思われます。「別紙9 日影図」の真北が「別紙4 真北測量図」に比べて、約5度、鶴見川方向にふれている様に思われます。「別紙4 真北測量図」の真北を正と考えて、「別紙9 実日影図」の真北を訂正して作図を行い、この訂正を行った「訂正実日影図」と計画案の日影図とを比較することでよろしいでしょうか。	本計画案は真北測量図の真北を用いて日影図を作成してください。48条許可申請時実日影図は新たに作成することなく、示した別紙9を用いてください。
005	日影図について	様式集	06	3	(6)				質疑回答で、「等時間日影で同等の範囲内におさまっていれば可」とのご回答をいただいておりますが、等時間日影で比較を行う場合は、「別紙9 48条許可申請時実日影図」をもとにこちらで作成した等時間日影図に、計画案を重ね合わせた図面を作図してもよろしいでしょうか。	入札説明書質疑回答(第2回)No.012をご参照ください。
006	事業計画提案書提出要領	様式集	07	3	(9)				「事業計画に係る提出書類は、関連するファイルを一括保存したCD-RM一式とともに封印して提出すること」とありますが、同計画について要求されている提出部数は正本1部・副本13部です。計14冊のファイルと同計画内容を保存したCD-RMを一括して封筒等に入れ、かつ封印(代表者印捺印)して提出するとの判断で宜しいですか。	ご理解のとおりです。封筒あるいは箱等に詰めて封印したものを提出してください。
007	産学官連携について	様式集							本事業の基本構想でうたわれている産学連携について、事業者にかかしの提案を求めるものでしょうか。その場合どの様式に反映させれば宜しいですか？	市は、そのような提案について特に求めているものではありません。
008	様式4-2(入札価格内訳書の記入方法の件)	様式4-2	27						費用項目欄の上から4段目、什器備品整備費には、要求水準書別紙13(ホール仕様詳細)及び同書別紙14(屋内体育施設仕様詳細)の機器・備品も含まれると考えて宜しいでしょうか、あるいは上段の工事費(什器備品整備費除く)に計上するのでしょうか。(別紙13・14は什器備品と考えられますか？)	様式4-2 入札価格内訳書の「割賦元金」中の「什器備品整備費」は、様式4-6 什器備品整備費内訳書の什器備品整備費(+)と一致するようにしてください。
009	端数処理	様式4-3	28						元利償還表を作成する際、各回の元本・金利の金額には小数点以下が含まれてもよろしいでしょうか？それとも、全て円単位の整数にしなければならないのでしょうか？整数にする場合は、端数処理の方法につきご教示下さい。	小数点以下は含まないものとし、円単位の整数でご記入ください。支払時期(請求年月)平成21年4月の回で端数処理をしてください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
010	端数処理	様式4-4	29						食堂運営の経費欄がありますが、食堂使用料を算出する際の端数処理方法につきご教示下さい。小数点以下は切り捨てて、円単位の整数にすることでよろしいでしょうか？	mあたりの使用料は円未満を切り捨て、当該使用料に使用面積を乗じて算出してください。なお、使用面積はm未満を切り上げ、整数としてください。
011	工事費内訳書記載区分	様式4-5							様式4-5工事費内訳書でプールろ過設備は別紙11より、屋外体育施設等に含まれるろ過室に設置することになると考えます。一方、様式4-5工事費内訳書では機械設備工事費の「ろ過循環設備」は「建設工事費(校舎、共用施設、屋内体育施設)」に含まれています。プールろ過設備はどちらに計上すればよろしいですか。	「建設工事費(校舎、共用施設、屋内体育施設)」にある「ろ過循環設備」に計上するものとします。
012	什器備品振替分について	様式4-5(改定後)							様式集2[改正版]の様式4-5に、建築主体工事に「什器備品振替分」が新たに計上されていますが、この金額は、様式4-2、「什器備品整備費」と同じ金額を、「振替え計上せよ」との理解でよろしいでしょうか。	様式集[改正版]の様式4-5の建築主体工事中の「什器備品振替分」には、様式4-6 什器備品整備内訳書に記載する品名のうち、既製品の調達をせず、同等以上の作り付け等の什器備品を計画するもの(建築備品欄に「 」)にかかる整備費分を計上してください。
013	什器備品整備費内訳書	様式4-6							什器備品整備費内訳書の中で厨房などの備品で、事業者側で不要と判断し削除、また数量等変更する場合の記入方法についてご教示願います。	「備考欄」に「不要」または「数量変更」とご記入ください。数量変更の場合は、購入数につき変更後の数量をご記入ください。新たな什器備品整備費を計画する場合は、No.1117以降の行に、品名、数量などを記入してください。その際、どの部屋に整備するものかについても、様式5-9 諸室リストの[諸室群、分野、諸室名、No.]を参考に記入してください。行が足りなくなったら、No.1131以降、適宜追加してください。
014	管理の対価について	様式4-7							様式4-7で、費目に「クレーム対応」「緊急修繕」「故障・クレーム対応」「クレーム対応、その他」との項目があります。これらは不測の事態に備え、防ぐための点検や準備等に掛かる対価と考えてよろしいでしょうか。その意味で、不測の事態が発生しない場合も、管理の対価は支払われると考えてよろしいでしょうか。また、選定事業者に責めないクレーム、緊急修繕で発生する費用は、市の負担になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第三点目については、特定事業仮契約書(案) 別紙2に基づくものとします。
015	SPCの利益	様式4-7							この「管理の対価内訳書」の中で、SPCとしての利益はどこに記入すればよろしいでしょうか。「(その他)」欄でよろしいですか？	ご理解のとおりです。
016	中長期修繕・更新計画書について	様式6-3							様式6-3で、事業期間外の修繕・更新計画は、選定事業者には責任がないが提案を評価する上での参考とするもの、と考えてよろしいでしょうか。その場合、評価基準あるいは考え方をご教示ください。	様式6-3 中長期修繕・更新計画書は、落札者決定基準の「入札項目以外の審査項目」では「管理業務の適切性」の中でのみることになっております。その他、要求水準書の内容なども勘案し、適宜、ご判断ください。
017	中長期修繕・更新計画書	様式6-3							事業期間以降についての数値は参考であり、評価の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	No.016をご参照ください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
018	書式の整合	様式7-3						6	整合とは、合計額の一致ということでしょうか。 あるいは、様式4-2、様式4-3、様式7-6-1～7-6-4においても、様式7-3での独自項目である「契約にかかわる費用」「保険料」等の費目を追加し、すべての項目を整合させるとのことでしょうか。	入札価格に関する提案書類である様式4- は、円単位で整合している必要があります。様式5- 、様式6- 及び様式7- に関する様式は、入札価格に関する提案書類の説明資料、根拠資料であり様式4- と整合性が取れている必要がありますが、表記上、千円単位未満切捨てとなっていることなどによる乖離があることは認めるものとします。様式7-3における「契約に係る費用」については削除してください。その他の項目については同一とするように適宜、修正してください。
019	内訳書項目について	様式7-3							入札価格内訳書(様式4-2)、事業収支及び資金収支計算書(様式7-6-2)等と整合することありますが、各様式の項目に相違があり、かつ様式7-3における項目「契約に係る費用」「公租公課」について要求されている内容が判断できません。 各様式間の項目・金額等整合性を持つことを前提に、適宜項目を設定し作成することで宜しいですか。	No.018をご参照ください。
020	関心表明書等	様式7-5							様式7-5 金融機関との協議に関して、各種の条件交渉に使用した資料等を添付しても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
021	資金調達に関する関心表明書等	様式7-5							資金調達先として予定している金融機関から提出を受けているすべての関心表明書又はそれに類する書類と書いてありますが、それに類する書類とは何を指しているのでしょうか。	タームシート等を想定しています。
022	事業収支及び資金収支計算書について、端数調整について	様式7-6							様式集(エクセル)質疑回答第1回(Seq14,15 52/66)で様式への金額の記載は千円未満四捨五入ではなく「切り捨てて記載」とのことですが、例えば、各セルの金額は千円未満は全てエクセルのラウンドダウンを使用して「0」にするとのことでしょうか。事業契約 別紙8でのサービス対価の支払いにおいて、設計・建設の対価(元本 + 割賦利息)の支払いは円未満は切り捨てとなっています。金利も千円未満切捨て(千円未満の下3桁を0)として記載するのでしょうか。それとも、表に表示する金額が千円であり、そのセルの数字には小数点以下(千円以下の単位に相当する数字)の数字があっても良いとの理解でよろしいでしょうか。	セルのデータ(数値)として円単位で持つことを禁止するものではありません。表示上、各セルにおいてラウンドダウン関数を用い、千円単位で表示していただければ結構です。(例 . 4,999円 rounddown(4999/1000,0):「4」と表示) (同一シート内に円単位で作成した表を作成し、その表から参照してrounddown関数により、千円単位で表示することも認めます。) 特定仮契約書(案) 別紙8は円単位でお願いします。
023	食堂運営業務の収支表	様式7-6-4							SPCが食堂運営業務、付帯事業を構成員もしくは協力企業に委託して行う場合、SPCとしての収入・支出計画は、委託企業からの収入と市への使用料支払のみとなります。 この場合、委託業者としての収支計算書も提示する必要があるのでしょうか？	SPCが食堂運営業務、付帯事業を構成員もしくは協力企業に委託して行う場合、受託業者の収支計算書を様式7-6-4、様式7-6-5として作成してください。なお、場所の転貸が認められないことについては特定事業仮契約書(案) 質疑回答(第2回) No.013をご参照ください。
024	食堂運営、付帯事業の会計	様式7-6-1							事業契約64条2項、74条2項の「食堂運営、付帯事業にかかる会計を別にするように」との規定は、様式7-6-1の食堂運営、付帯事業にかかる売上高及び費用の欄には、食堂運営、付帯事業そのものの売上高及び費用(食堂当運営事業者の売上高、費用)ではなく、SPCとしての売上高(食堂事業等運営事業者からの水光熱費等)及び費用(市へ支払う使用料・水光熱費等)を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、No.023もご参照ください。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
025	独立採算事業の会計	様式7-6-1							様式7-6-1において、SPCの損益計算にあたっては、食堂運営に係る収支を含めることとなっております。一方、特定事業仮契約書(案)64条2項において、独立採算業務にかかる会計は他の業務の会計と独立することを規定しております。会計を独立させることを正とし、様式7-6-1を修正していただくという理解でよろしいでしょうか。	No.023をご参照ください。
026	端数処理	様式集(エクセル)質疑回答(第1回)						14	「千円未満は切り捨てて記載」ということですが、この場合様式間の整合を取るから、入札価格内訳書(様式4-2)、設計・建設の対価支払表(様式4-3)、管理の対価支払表(様式4-4)についても千円未満の端数が切り捨てられた金額を円単位で表示するのでしょうか。	No.022をご参照ください。
027	端数処理	様式集(エクセル)質疑回答(第1回)						14	「千円未満は切り捨てて記載」というのは、あくまでもエクセルの表示上のことであり、エクセルのデータそのものは円単位(小数点以下第三位)で所持していても構わないでしょうか。	No.022をご参照ください。
028	入札提案書類の変更	様式集(仮設計画図)							揚重計画、足場計画、山留め、切梁支保工、構台計画等、仮設工事・土工事における施工計画を実施段階でより良い計画に変更する場合は、実施段階で市の承認を得れば可能との理解でよろしいでしょうか。また、どの程度の変更が可能でしょうか、ご教示ください。	実施段階の変更については市が確認により認めるものとします。なお、その範囲については、現時点では未定です。
029	通しページについて	様式集(ワード)質疑回答(第1回)	50					067	通しページは各様式ごと、例えばA4サイズ3枚の場合、1/3、2/3、3/3といった具合に付加すればよいでしょうか？また、関心表明などの添付書類にはその書類だけに独立する通しページを付加すればよいのでしょうか？	各提案書ごとにページ下中央に通しページを付記してください。また、各様式ごとに、ページ右上に1/3、2/3、3/3としたページも付記してください。各提案書ごとに、目次を作成してください。
030	提案書作成のソフトについて	様式集(ワード)質疑回答(第1回)	47	34					様式集(ワード)部分の提案書に関し、パワーポイントでの提案書作成を認めてください。ワードにて作成する場合、作業効率が悪く、過大な負担となります。	ご意見として承りますが、ワードでの作成をお願いします。ただし、図表などをパワーポイントで作成したものを貼り込むことは認めるものとします。

基本協定書(案)質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	特定事業契約不調の場合の処理	基本協定書(案)	04	第9条	2				「乙の責めに帰すべき事由により、事業予定者と甲との間で本件特定事業契約の締結に至らなかった場合には、甲は乙に対して、本件事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払うよう請求することができる。」とありますが、乙の責めに帰すべき事由とは前条、第8条(1)～(4)の各号に示されますいずれかの事由によるとの解釈でよろしいでしょうか。 また、本事業に限ってのこととの理解でよろしいでしょうか。	第1文については、乙の責めに帰すべき事由は第8条各号の事由に限られません。 第2文については、違約金の規定は本事業に限ってのことです。
002	特定事業契約不調の場合の処理	基本協定書(案)	04	第9条	2				「乙の責めに帰すべき事由」には、第8条の各号事由も含まれ、違約金の請求がされるのでしょうか	ご理解の通りです。
003	特定事業契約不調の場合の処理	基本協定書(案)	04	第9条	2				第2項に特定事業契約に至らなかった場合の違約金の規定がありますが、通常は第8条にある法令違反と連動するものと理解しますが、現状の基本協定書(案)では無理にでも特定事業契約を締結する方が違約金の額が少なくなる矛盾が生じます。よって本項の削除をいただけないでしょうか。	基本協定書案の通りとします。
004	違約金	基本協定書(案)	04	第9条	2				第1回基本協定書質疑回答No.3において、違約金の支払は構成員及び協力会社の連帯責任と回答されていますが、「乙の構成員又は乙の協力企業」に独占禁止法の審決等があった場合に違約金が発生するので、その帰責者は明確です。違約金の請求は、ぜひ帰責者に対して行っていただきたいと存じます。	基本協定書(案)質疑回答(第1回) No.003の回答に変更はありません。
005	違約金	基本協定書(案)	04	第9条	2				第9条第2項に基づく違約金が発生する可能性があるのは、本事業に関して、第8条各号の事由が生じた場合のみ、との理解でよろしいでしょうか？	No.001をご参照ください。
006	出資者保証書	基本協定書(案)別紙1							本保証書は構成員による保証を約するものであり、構成員以外でSPCに出資するものがある場合、本書面への捺印は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

特定事業仮契約書(案)質疑回答(第2回)

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
001	履行保証保険	特定事業仮契約書(案)	04	第9条					履行保証保険の対象となる「建設請負工事費」とは、様式4-5の合計額に消費税を加えた額と考えてよろしいでしょうか。	様式4-2 入札内訳書の事前調査費、設計費、工事費(什器備品整備費除く)、什器備品整備費及び工事監理費に消費税を加えたものを「建設工事費等」としたものを履行保証の対象額としてください。なお、入札説明書質疑回答(第1回) No.050、特定事業仮契約書(案)質疑回答(第1回) No.005、No.006もあわせてご参照ください。
002	設計の変更	特定事業仮契約書(案)	07	第16条	2				追加費用の支払方法ですが、割賦元本の変更は、SPCの資金調達面からは非常に対応が困難です。市にとっても、追加資金調達コストの発生、契約修正に伴う弁護士費用の増加等、負担が増えることとなります。初期投資の追加費用は、ぜひ第1回支払時に一括払いとしていただきたいと存じます。又30条、32条、44条の変更についても同様としていただきたいと存じます。	追加費用の支払方法については市と事業者が協議のうえ定めることとします。
003	本件土地の使用上の制限	特定事業仮契約書(案)	08	第22条	2				「補修、管理に要する経費は、特に本契約で定める場合を除き、すべて乙の負担とする」とありますが、補修、管理に要する経費とは具体的にどのようなものが想定されますでしょうか、ご教示願います。	例えば、工事期間中の現場の管理に要する費用が考えられます。
004	建設期間中の保険	特定事業仮契約書(案)	09	第26条	2				「保険証券を甲に提示して」とありますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達を行いますので、保険金に質権設定をすることが考えられます。この場合証券の原本はレンダーに預けることとなりますので、市に原本を提出することはできなくなります。「原本証明付の写しを提示する」との規定にご修正いただきたいと存じます。	第26条2項では、「提示」を求めているものであり、「提出」を求めたものではありません。
005	事前調査	特定事業仮契約書(案)	10	第29条					4項にて、「乙の実施する各種調査での誤り等による責任は、乙が負担する」のに対し、本項の「甲が実施した地質調査の誤りから発生する損害は、合理的な範囲で甲がこれを負担する」となっております。「合理的な範囲で」を削除頂きたいと思えます。	特定事業仮契約書(案)の通りとします。市は不合理な費用は負担しません。
006	什器備品の整備	特定事業仮契約書(案)	11	第32条	5				甲が什器備品を乙以外の第三者から調達する場合は、応募者提案時の什器備品調達費用が増加するときは、当該増加費用は甲が負担するという理解でよろしいでしょうか、ご教示願います。	乙以外の第三者から什器備品を調達する場合、サービスの対価は減額が生じるのみで、増額はありません。
007	什器備品の整備	特定事業仮契約書(案)	11	第32条	6				什器備品の変更あるいは乙以外の者からの調達は、建設費の取極めだけでなく、資金調達も含めた事業全体の見直しが必要になる可能性があります。決定の時期は「遅くとも平成20年6月30日」ではなく、「実施設計終了時点」として頂けないでしょうか	特定事業仮契約書(案)質疑回答(第1回) No.037の回答の通りです。
008	完成確認書	特定事業仮契約書(案)	14	第41条	1				速やかに完工確認書の交付とありますが、速やかにとは何日位を想定しているのでしょうか、ご教示ください。	通常14日程度です。
009	工期変更の場合の費用負担	特定事業仮契約書(案)	15	第44条	(1)				「甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な範囲で甲がこれを負担する」となっております。「合理的な範囲で」を削除頂きたいと思えます。	特定事業仮契約書(案)の通りとします。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
010	保険加入	特定事業仮契約書(案)	19	第58	1・2				本案件はBTO方式で、施設建設後は市に所有権が移転されますが、市の方で火災保険、地震保険の付保があるのでしょうか。また、あるのであれば民間保険会社か共済保険かをご提示いただけないでしょうか。	現在のところ市は、加入する予定はありません。
011	食堂運営業務	特定事業仮契約書(案)	20	第61					第1回特定事業仮契約書質疑回答No.69に、「(定員割れにより食堂利用者が減少した場合にも)売上の補填は一切行いません」とありますが、事業者は市が公開した予定生徒数を基に提案を行うのであり、生徒数の変動リスクを事業者負担とするのは酷ではないでしょうか。売上の補填、又は食堂事業の部分解除(違約金等は無しで)を認めていただきたいと存じます。	特定事業仮契約書(案)の通りとします。
012	独立採算業務	特定事業仮契約書(案)	21	第64					「サービス対価のうち食堂運営業務に対する費用の一部相当額を除く部分を～」の「一部相当額」について「提案内容によります」と回答がりましたが、食堂使用料以外に認められる具体的条件につきご教示願います。	「提案内容による」とは、食堂運営業務に対する対価の額の有無・金額の大小についてのことであり、食堂使用料相当額以上に認められる可能性について示したものではありません。
013	第三者による実施	特定事業仮契約書(案)	22	第68					本条には「食堂運営業務を に委託し又は請負わせる」とあります。第1回特定事業仮契約書質疑回答No.113には「使用許可を受けた財産の転貸にあたるので、認められません」とありますが、この回答のご趣旨と、第68条との関係についてご教示下さい。公共事業の継続の観点からは、極力SPCから独立採算リスクを排除すべきだと考えますが、いかがでしょうか？	食堂運営業務の委託又は請負いは認められませんが、SPCが第三者に使用許可を受けた部分を使用料を取って使用させ、利用者からの代金を当該第三者の収入とさせるような形態は転貸に該当するので認められないという趣旨です。
014	第三者への損害賠償の支払い	特定事業仮契約書(案)	26	第83	3				甲が当該損害を支払い又は損害賠償相当額を負担したときは、との記述がありますが、その前に、乙との協議を経て、という文言を加えた方が現実的だと思いますが如何でしょうか。	甲乙の事実上の協議を排除する趣旨ではありません。
015	契約解除時の残額の支払い	特定事業仮契約書(案)	30	第95	4項				契約解除時の残額の支払いは、違約金を控除した上で残額を解除前のスケジュールに従って平準化払いとなると理解してよろしいでしょうか。	違約金は解除後の最初の支払から控除することを想定しています。
016	引渡後の解除の効力	特定事業仮契約書(案)	30	第95	4～6				設計・建設の対価については、事業契約解除の場合でも支払い時期に変更はない(支払が一時中断することはない)との理解でよろしいでしょうか。「管理業務及び食堂運営業務の引継を受けた後、」とありますが、本件はBTOであり、設計・建設の対価は確定債権です。管理業務等の引継ぎに関らず、設計・建設の対価は、解除前のスケジュール通りにお支払いいただきたいと存じます。SPCの資金調達の観点から非常に重要な問題ですので、よろしくご高配たまわりたいと存じます。	業務の引継ぎが遅れた場合には、解除前のスケジュールとおりに支払われないことがあります。
017	引渡後の解除の効力	特定事業仮契約書(案)	30	第95	4～6				「解除前のスケジュールに従って支払う」とありますが、支払時期だけでなく、金利も解除前と同じ利率で支払われるとの理解でよろしいでしょうか？	施設の引渡し後については、お考えのとおりです。
018	違約金の金額	特定事業仮契約書(案)	31	第96	1	(1)			設計・建設の対価の総額の100分の10に相当する額とありますが、この設計・建設の対価の総額とは、様式4-2中の 割賦元金計と理解してよろしいでしょうか。	様式4-2中の 割賦元金計に消費税等を加えたものです。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
019	権利等の譲渡制限について	特定事業仮契約書(案)	34	第110条					資金提供のシシテーションにおきまして、貸付による資金提供者に加え、信託受益権を通じた資金提供者も含めることも可能性として考案中です。即ち、当初出された金融機関から選定事業者への貸付の一部が、国内の信託銀行に譲渡され信託受益権となります。この時、国内の信託銀行が、選定事業者の市に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、市の事前の書面による承諾の申請を直接行います。この場合、市に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	落札者決定後、具体的な融資スキーム等の説明を受けたうえで判断します。
020	権利等の譲渡制限について	特定事業仮契約書(案)	34	第110条					貸付による資金提供者である金融機関がスワップ契約を締結する際に、スワップ契約先の金融機関がスワップ契約に係る債権を担保するために行う選定事業者の市に対して有する債権への質権設定及び担保提供につきまして、市の事前の書面による承諾の申請を行います。この場合、市に特段の不利益が無い限り、原則ご承諾を頂けますか。	第101条の協議が調ったときは、承諾します。
021	不可抗力による追加費用等の負担割合について	特定事業仮契約書(案)別紙2	38	1~2					設計・建設期間及び管理業務期間について、「ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は甲が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。」とありますが、この但し書きを次の理由を考慮していただき削除していただけないでしょうか。(理由) 設計・建設相当対価の1%以上の損害が不可抗力により発生した場合、事業者が不可抗力に対する保険を付保していても、事業者の負担は1%となります。(設計・建設相当対価の1%以上の損害額に対し事業者は、保険によるリスクヘッジが出来ません) 設計・建設相当対価の1%以上の損害については、保険によるリスクカバーが出来ないため、事業者はプロジェクトファイナンスで資金を調達する場合、融資金金融機関から何らかのリスクカバーを求められる可能性があります。これらの金額を事業者がリザーブで対応した場合はVMFが低下することになると考えられます。	特定事業仮契約書(案)別紙2につき、訂正します。
022	保険金の充当先について	特定事業仮契約書(案)別紙2	38	1.2					第1回回答の主旨は、支払われる保険金についてはまず乙の1%負担に充当され、超過分が甲の負担分に充当されるという認識で宜しいでしょうか。	No.021をご参照ください。
023	保険金の充当先について	特定事業仮契約書(案)別紙2	38	1					不可抗力により保険金が支払われる場合において、発生している損害又は追加費用の額が設計・建設の対価相当額の100分の1を超える場合の保険金充当順位についてご教授頂けないでしょうか。その場合、保険金は先ずSPC負担分に充当され、残額がある場合に甲負担分に充当されるとの理解で宜しいでしょうか。	No.021をご参照ください。
024	保険金の充当先について	特定事業仮契約書(案)別紙2	38	2					不可抗力により保険金が支払われる場合において、発生している損害又は追加費用の額が一事業年度につき累計で一年間の管理の対価相当額の100分の1を超える場合の保険金充当順位についてご教授頂けないでしょうか。その場合、保険金は先ずSPC負担分に充当され、残額がある場合に甲負担分に充当されるとの理解で宜しいでしょうか。	No.021をご参照ください。
025	建設工事保険	特定事業仮契約書(案)別紙3	39	1	(1)				保険期間で基礎工事終了後とありますが、基礎工事とは杭工事のことを指すのでしょうか？また、基礎工事実施業務は、どちらの業務分担になるのでしょうか？尚、保険金額に基礎工事分を控除する理由は何でしょうか？	特定事業仮契約書(案) 別紙3につき訂正します。

No.	タイトル	資料名	頁	章	項	節	小節	細節	質問・意見等	回答
026	減額ポイントについて	特定事業仮契約書(案)別紙6	47	1	(3)	2)			「施設利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合」とありますが、具体的な事象について想定されていれば、お示ください。また、具体的な事象を想定されていない場合、事業者と協議の上、契約締結時までには決定するものと考えてよろしいでしょうか。	契約締結後、施設の引渡しまでに、事業者と協議の上、市が示します。
027	提案備品の変更について	特定事業仮契約書(案)質疑回答(第1回)							特定事業仮契約書(案)質疑回答(第1回) No.36で、変更は20年6月30日とありますが、この間までに協議して、最終決定という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
028	第三者損害	特定事業仮契約書(案)質疑回答(第1回)	59/ 66	Seq 65					施設破損の原因者が特定できない場合は、市の負担として頂きたいと思えます	特定事業仮契約書(案)の通りとします。
029	本施設の修繕	特定事業仮契約書(案)質疑回答(第1回)	59	65					施設破損の原因者が特定できる場合は、甲負担とありますが、原因者が特定出来なくても、明らかに生徒に起因して発生するケースは、多々あると思われます。その様な場合でも、甲の負担として頂けますでしょうか？	特定事業仮契約書(案)の通りとします。